

# GPF 会議（2019年10月）出席報告

(株)リクルートホールディングス 執行役員 たにぐち いわあき  
谷口 岩昭

2019年第3回目となる世界作成者フォーラム（GPF）が、去る10月8日火曜日にロンドンのIFRS財団オフィスで開催された。（去る8月にIFRS財団はロンドン市内シティ地区からカナリーワフ地区に移転済）

日本からは今回筆者のみの参加となったが、以下、議事アジェンダ及びセッションの討議内容を紹介する。なお、使用されたプレゼンテーション資料については、IFRSウェブサイトにて閲覧が可能であることから、適宜参照いただきたい。

## 〈議事内容（休憩除く）〉

10:10-10:40：近時の国際会計基準審議会（IASB）の活動紹介、基準に関するアップデート

10:40-11:10：IBOR（銀行間取引金利）改革に関する問題

11:10-11:40：基本財務諸表

11:40-12:25：開示に関する取組み

13:25-14:10：適用後レビューについて（IFRS第10号、第11号、第12号）

14:25-16:25：2020年アジェンダ協議に向けて

## 1. 近時のIASBの活動紹介

本セッションは、毎回、GPFの冒頭に行われ、IFRS財団の近時の活動内容を作成者側に紹介し、今後の活動計画に関して、作成者側の意見をヒアリングすることを目的としている。今回は主として、前回フォーラムが行われた2019年6月以降の事象が対象となっている。

冒頭、プレゼンテーション資料に基づき、以下の項目について簡単な説明が行われた。

- ① 2019年に予定されている基準の修正について
- ② コメント募集中の公開草案について
- ③ ボードによるフィードバックが検討されている公開草案について
- ④ その他の専門的プロジェクトについて
- ⑤ 初期段階の研究プロジェクトについて
- ⑥ 2020年中に予定されている審議予定テーマについて

続いて、以下の主要論点について概要と状況説明が行われた。主要な論点は以下のとおりである。

項目	内容
財務会計報告を巡るコミュニケーションの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 具体的対応として、年次報告における財務諸表要素については“基本財務諸表”と“開示イニシアティブ”を、財務諸表外要素については“経営者説明”を位置付ける。</li> <li>• 具体的な伝達手段を巡る対応としては、“IFRS タクソノミー”を位置付ける。</li> </ul>
開示に関する改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>• プロジェクトの概要（完了済みプロジェクトと継続中プロジェクトの一覧）</li> <li>• ボードによるこれまでの具体的取り組みの紹介</li> <li>• 具体的事例としての“従業員年金”と“公正価値評価”に関する検討状況の紹介</li> </ul>
のれんと減損	<ul style="list-style-type: none"> <li>• “のれんと減損”を巡る時系列的な状況説明（ボードの初期的な見解を示すディスカッションペーパーの公表期限は、当初予定していた年内ではなく、2020年第1四半期中に延期の見込み）</li> <li>• ボードが着目している主要論点             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 買収後のパフォーマンスに関する開示の改善</li> <li>② 減損テストの大幅な効果向上は非現実的</li> <li>③ 減損テストの簡素化</li> <li>④ のれん償却再導入は行わない前提</li> <li>⑤ のれん除きの純資産の表示</li> <li>⑥ のれんに含まれるべきではない認識可能な無形資産</li> </ol> </li> <li>• 企業結合の開示に関する改善すべき方向性             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 開示目的の改善（企業結合の戦略的合理性評価、買収価格の決定要因、買収後パフォーマンスの評価等）</li> <li>② 買収後パフォーマンスの開示義務化</li> <li>③ 的を絞った開示の改善</li> </ol> </li> </ul>
株式の性格を有する金融商品	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 検討状況を巡る時間軸と論点に関する説明</li> <li>• ディスカッションペーパーに関するフィードバック</li> <li>• 基準設定を巡る賛否両論の紹介</li> </ul>
コメント募集中の公開草案	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 具体的事例として“単一取引から発生する資産・負債に付随する繰延税金”を巡る諸問題の説明（繰延税金認識の例外規定適用の可否）</li> <li>• “IAS 第12号（所得税）”の変更提案に関する背景の説明</li> </ul>
参考となる材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新たなアジェンダ決定を施行する為に必要な時間軸に対するボード側の理解に関する説明</li> <li>• Web上の利用可能なリソースに関する説明</li> <li>• 基準解説書の体系に関する説明</li> </ul>

上記のテーマの中で、最も多くの時間が割かれ、かつ、活発に質疑が行われたのは“のれんと減損”であったことを付記させていただく。

## 2. IBOR（銀行間取引金利）改革に関する問題

本セッションは、IBOR改革が財務報告に及ぼす影響に関する検討プロジェクトの状況を、作成者側と共有する目的で設定された。

IFRS側の説明内容は以下のとおりである。

- 当プロジェクトは、フェーズ1としてIBOR改革が実行される前の段階において把握される重要論点の性質と影響の評価、フェーズ2としてIBOR改革が実行された後に発生・確認される問題点に対する対応に関する調査、という二段階に分けて取り組まれている。
- フェーズ1については、概ねのプロセスが完了し、会計基準の修正に向けた作業が進んでいる。具体的には、IBOR改革の結果として発生する不確実性に対処すべく、IFRS第9号及びIAS第39号で規定されているヘッジ会計適用要件の一部を適用除外とする旨をボードは提案した。(具体的には、発生可能性が非常に高いか否か、遡及的な有効性評価、独立して識別可能なリスク要素であるか否か、といった点)
- さらにその後も検討が加えられ、上記内容に加え、開示要件を簡素化する、包括的ヘッジの適用基準の明確化といった点も含めて基準の変更が公表される予定となっている。
- フェーズ2については、現在、IFRSスタッフによりIBOR改革実施後について規制当局者、中央銀行、監査法人、金融機関等関係当事者に対する意見徴収が引き続き行われている一方、初期的な重要論点が整理された状況にある。(具体的には、金融商品の分類と測定、ヘッジ会計、開示、その他のIFRS基準への影響、といった項目ごとにトピックと潜在的問題点を整理。詳細はIFRS側による説明資料参照のこと。)

IFRS側からの説明に対して、作成者側からは以下の意見が表明された。

- 一般事業会社では、会計知識が必ずしも十分ではない財務担当者が金融商品取引を行っていることが多く、基準変更之际には財務担当者の理解を促すような説明が必要である。
- 金融商品については、負債サイドに関する指針と比べて、資産サイドに関する指針が一般

的に不十分であり改善を望む。

### 3. 基本財務諸表

本セッションは、基本財務諸表プロジェクトの状況と今後の予定について作成者側と情報共有及び意見聴取を行う目的で設定された。

IFRS側の説明内容は以下のとおりである。

- 現在、2020年12月末を目途に公開草案が公表され、その後6か月間のコメント期間とボードによる再検討手続を経て、新基準が発効する予定となっている。
- 公開草案の枠組として、新基準には新たに要求される項目と関連するIAS第1号の既存要求項目が限定的な用語変更により包括される他、IAS第7号(キャッシュ・フロー計算書)、IAS第33号(1株当たり利益)、IAS第34号(期中財務報告)、IFRS第12号(他の企業への関与の開示)等の関連する基準の変更が行われる形となる。また、IAS第1号で定義される一部の要求項目がIAS第8号とIFRS第7号に移行する見込みである旨の説明があった。
- 基本財務諸表プロジェクトにおける主要提案の概要と効果は、以下のとおり整理される。

提案内容	期待される効果
損益計算書における小計と分類に関する定義の導入	追加的な有用情報と比較可能性に関する枠組の提供
項目の集計と分解に関する原則と指針の導入	追加的な有用情報の提供と重要情報隠蔽の回避
営業費用分析の要求に関する変更	追加的な有用情報の提供
非経常項目に関する開示の導入	追加的な有用情報の提供

経営者業績指標 (MPM) に関する開示の導入	指標が使用される場合における透明性と規律性の提供
キャッシュ・フロー計算書に関する特定のな変更の導入	比較可能性の改善

IFRS 側からの説明に対して、作成者側からは以下の意見が表明された。

- 作成者側の判断 (Judgment) が一定程度許容される方向が必要である。チェックリスト的に細かく縛るようなアプローチは望ましくない。特に、営業利益の源泉として定義される“既存事業 (Residual)”の定義については、ボードが示唆する“主たる事業 (Main Business Activity)”と必ずしも一致しない可能性を孕んでいる。“主たる事業”のニュアンスは国ごとに相当異なる可能性がある。
- ジョイントベンチャーからもたらされる収益には税金や投資収益が含まれており、全体の税金や投資収益にはジョイントベンチャーで計上される税金や投資収益が含まれていないことに注意が必要である。
- 営業利益とは別に、“中核事業であるジョイントベンチャーからの収益を加えた営業利益”との表示を行う意義は小さい。中核事業として定義されるジョイントベンチャーは、単純に営業利益の一部として表示される方が実態を示しやすい。
- ジョイントベンチャーからの収益を中核事業か否かで2種類に区分する手法は、営業利益の定義を簡潔明快にする目的と矛盾する。
- 費用区分の定義については、ボード側から何らかの指針が存在する方が対応しやすい。
- 表示項目をすべてタクソノミーで定義しようとすると、作成側の裁量範囲が失われてしまうので望ましくない。
- OECD 各国が導入中の“デジタルサービス

税”は、所得税の代替として導入される一方、表面上は賦課 (Levy) のように売上に対して課税され、会計上は営業利益に包括されてしまう。この取扱いでは業績指標を歪めてしまうので、基準は社会の変化に対応して柔軟に設定されるべきである。

- キャッシュ・フロー計算書において、受取利息を投資収益にして取り扱うことに違和感を覚える。余剰資金を短期的な資金運用を行うことは営業活動の一環であり、営業キャッシュ・フローとして取り扱う方が自然である。

#### 4. 開示に関する取組み

本セッションは、2019年8月に公表された公開草案である「会計方針の開示」について作成者側に内容を説明すると共に、作成者側の意見を聴取する目的で設定された。

主要な論点は、現状の開示要件として用いられている「重要な (Significant)」会計方針という用語を、「重要性がある (Material) 会計方針」に置き換えるという点であり、同時に、重要性の判断基準に関する指針及び作成者が提供すべき情報に関する指針についても議論の対象となった。

ちなみに、現状の基準に記載されている「重要な」という単語を「重要性がある」という単語に置き換える予定はないとの見解がIFRSスタッフから表明された。

作成者側の意見は概ね賛否両論であったが、「重要性がある」という概念は「重要な」以上に解釈が難しく、指針の内容が具体的かつ明瞭である必要性が高いとの意見が多く寄せられた。

また、「ボイラープレート」とも呼ばれる定型化された情報についても、利用者側が必ずし

も会計基準の専門家ではない事実を踏まえると、開示を継続することは一定の意義が存在したのではないかと意見も表明された。

## 5. 適用後レビューについて (IFRS 第10号、第11号、第12号)

本セッションは、現在実施されているIFRS第10号、第11号、第12号に関する適用後レビューに関する情報を作成者側と共有し、作成者側が認識する当該基準の適用に関する問題点について、IFRSスタッフが把握する為に設定された。

最初にIFRSスタッフから、適用後レビューの要求事項・手法・スケジュールについて簡単な説明があり、その後、IFRS第10号、第11号、第12号の適用後レビューにおける主要論点について、以下のとおり、意見聴取が行われた。

IFRS 第10号	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 単独連結（支配ベース）</li> <li>• 連結の除外規定（投資目的事業体）</li> </ul>
IFRS 第11号	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 権利と義務に基づく共同事業の区分</li> <li>• 会計上の選択肢の除外</li> </ul>
IFRS 第12号	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 統合かつ強化された開示要件</li> </ul>

作成者側からは以下の意見が表明された。

- “共同事業”の定義が、「すべての事実と環境に基づく」というような内容であり、一般的すぎて判り難い。(IFRS第11号)
- “支配”の定義が、各基準で若干異なるニュアンスを持っており、統一感が必要である。(IFRS第10号)
- “支配”の判断基準となる“取締役会の実質支配”の概念が、国ごとによって異なる傾向がある。また、監査法人によっても異なる判

断を行う事例が散見され、より明確な指針が必要である。(IFRS第10号)

- 投資目的事業体 (Investment Entity) に関する連結要件の例外規定は、金融機関にとっては非常に有用である。(IFRS第10号)

## 6. 2020年アジェンダ協議に向けて

本セッションは、IFRS側が2020年に予定しているアジェンダ協議に向けて、作成者側の意見を聴取する目的で設定された。

IASBは5年ごとに「情報要請」(Request for Information; RFI)という形で作業計画について公開協議を実施することが規定に基づき求められており、具体的には、2020年に今後の5年間(実施ベースで2022年~2026年)の戦略と実行プランについて、アジェンダ協議というプロセスを通じて決定する。(前回のアジェンダ協議は2015年に実施)

RFIを策定するに当たり、関連当事者の意見表明を助け、かつ、適切な意思決定を行う為に必要な情報を確保する観点から、ボード側は作成者側が保持する情報と疑問点等を十分に踏まえる必要があると認識していることが背景に存在する。

現状の計画では、RFIは2020年9月に発表され、その後2021年1月までのコメント期間を経て、最終的な回答文書は2021年第4四半期に公表される予定となっている。

作成者側からは、IASBに対して以下の趣旨が述べられた。

- IFRS第15号及び第16号の対応に相当な費用と作業工数が投じられた直後であり、経営資源的な限界からも、新規性の大きい新たな基準を導入することには反対である。
- 新たな5年間においては、過去に導入された基準について、利用者側と作成者側の双方の

利益に資するような簡素化に注力すべきである。

- 現時点では、アジェンダ協議で取り上げるべき具体的な基準の選定に関する意見表明は時期早々と考えるが、作成者側の共通した意見として、“無形資産（のれんを含む）”については様々な改善すべき点が存在すると理解する。
- 具体的な改善すべきポイントと方向性は、開示ではなく、認識と評価を巡る問題である。現状の基準に基づき貸借対照表に計上される無形資産は、必ずしも全て実態的な価値を適切に反映している訳ではなく、また、対応に必要な費用と作業工数の負担も課題であることから、改善余地が大きいと認識している。
- 対象となる基準名が明らかになると直ちに、開示強化の議論若しくは非財務報告指標等の議論に直結することが過去からの傾向として明白であり、作成者側としては慎重な姿勢を保たざるを得ない。

また、上記の意見表明に続いて、作成者側からIASB側に対して個別に寄せられた、RFIで取り上げられるべき新たなプロジェクトの案についても紹介と簡単な意見交換が行われた。（具体的内容は以下のとおり）

- インフレーション会計  
（近時のアルゼンチン・ベネズエラにおける事象を踏まえたIAS第29号、第21号の陳

腐化と不備解消の必要性）

- 無形資産関連  
（IAS第38号に関する改善の必要性、無形資産会計を巡る買収時と非買収時の不一致解消、のれんの過大計上リスク解消の必要性、AIに起因する無形資産価値増加における逆償却導入等）
- 割引率  
（小規模国における歪曲された債券市場に起因する公正割引率の定義問題→IAS第19号改善の必要性）
- 税金  
（デジタル課税等非従来型課税に対する会計基準の未整備問題）
- キャッシュ・フロー  
（キャッシュ・フローを巡る会計基準の利用者目的からの乖離→IAS第7号改善の必要性）
- 損益計算書の表示  
（原価、販管費、研究開発費等費用区分に関する明確な指針の欠如→IAS第1号改善の必要性）
- 政府補助金  
（中東諸国等政府株主による補助金の会計上の取扱いに関する指針の必要性）
- IFRS第9号、第15号、第16号の簡素化  
（複雑性が増大化する一方の基準に対する抜本的な簡素化の必要性）